

日程第5 請願第1号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見書提出を求める請願について と、日程第6 請願第2号 「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する意見書提出を求める請願について の2件

○議長（中本正人君）日程第5 請願第1号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見書提出を求める請願について と、日程第6 請願第2号 「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する意見書提出を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）それでは、報告を行います。

去る平成27年6月25日の本会議において、本委員会に付託された 請願第1号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見書提出を求める請願について、請願第2号 「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する意見書提出を求める請願について を審査するため、6月26日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第1号の趣旨は、マイナンバー制度は、政府による国民の監視・管理が強められ、資産調査による税徴収強化や社会保障給付の削減につながるなど、国民にさらなる負担を強いるための道具となり、また、マイナンバーを扱う業者に対しては、個人情報保護の理由

により、厳格な管理体制を強要し、もれた場合の罰則を強化するなど、小規模業者にとっては大きな負担となり、経営にも大打撃となることから、政府に対し、マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、市では非常勤職員や扶養家族を含め1,000人以上のマイナンバーの管理が必要となるが、マイナンバーを管理するためのパソコンソフト等の導入などの費用はどのくらいか とのただしがあり、現在いろいろなセキュリティー対策の製品などについて精査しているところであるが、概算で5年で最大500万円まではいかないと見込んでいる との答弁がありました。

現在は、税金、社会保障、災害対策の3分野での利用とのことであるが、銀行預金や特定健診などの情報の追加も審議されており、今後、情報が増加するほど意図的に盗もうとする可能性が高くなると思われるが、市ではどのような対策を考えているか とのただしがあり、国税は税務署、児童手当などは市役所、年金は年金事務所というように、各情報はそれぞれ各機関に分散して管理され、各機関間で情報を交換する場合は、マイナンバーではなく機関ごとに異なるコードを用いるため、1箇所でも万が一漏えいしたとしても、他の機関との間では遮断されるので、個人情報を守る式には抜き出せない仕組みになっている。さらに市では、これらデータを管理する基幹システムはインターネットには一切接続せず、基幹システムでのみ管理することになっている との答弁がありました。

紹介議員に対し、運用開始まであと半年に

なった今、どうしてこの請願となったかとのただしがあり、国民に対し周知徹底がされておらず、万が一漏えいした場合に備えて保険をかけなければならないが、中小企業などは賠償はおろか保険をかけることもできないなど負担が大きく、準備が遅れている。とりあえず一旦停止させて実施を遅らせることが先決であり、根本的には廃止するしかないということであるとの答弁がありました。

当局に対し、導入にあたり職員への教育、研修はどのようにされるかとのただしがあり、全職員に対する研修は昨年度から既に実施しており、本年度も7月に全職員を対象に行う。セキュリティに関しては、標的型攻撃メールを偽装した訓練の実施も検討しているとの答弁がありました。

行政側の業務メリットとしてはどのようなものがあるかとのただしがあり、最大のメリットは、ネットワークによる他市との情報交換が可能となる。また、ドメスティックバイオレンスやストーカー被害の対応を要する者のデータは、自動応答しない防止装置が盛り込まれていることなどが挙げられるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場から、請願趣旨では、「税徴収強化や社会保障給付の削減につながるおそれがある」と書かれているが、マイナンバー導入により、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなることで、給付や課税の二重加算などの間違い、所得隠しや氏名変更によるごまかしなどが不可能となり、脱税や不正受給が減り、本当に困っている方に対するきめ細やかな支援が行えるようになる。このことにより、公平で公正な社会の実現になるのではないかと考える。また、行政手続きの簡素化により国民の負担が軽減され、利便性が向上し、行政事務においても効率化が進むことが期待され

る。まだまだ国民への周知徹底がされていない部分もあり、実施を延期することに対しては賛成であるが、国民への説明責任を果たしながらも制度導入はしてもらいたいという考えから、本請願を採択することに反対するとの討論がありました。

採択することに賛成の立場から、住所を異動する人にはメリットがあるが、一生のうちで異動することがそれほどあるわけではなく、社会保障や税のことで、全ての情報を把握されるというデメリットのほうが多い。中小企業においては、新たな負担と情報漏えいの危険も生じる。3月から5月にかけて行われた3,495社を対象とした調査では、マイナンバー対応に取り組んでいる企業が3%、何をすべきかわからないと、何も着手していないとをあわせると69%となっており、来年に向けての準備が遅れていると考えられることから、制度実施を延期し、将来的には廃止することを求めるとした本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。

請願第2号の趣旨は、自衛隊員の武器使用については、「自己防衛」から大きく拡大され、また、自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出るのが避けられなくなる。自衛隊が行う諸外国の軍隊等に対する支援において、弾薬の提供や戦闘行動のために発進準備している航空機への給油なども可能にする。このような法案は戦争立法と言っても過言ではないことから、政府に対し、「平和安全法制度整備法」案、「国際平和支援法」案の廃案を求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、国会審議が進む中で、弁護士会や憲法学者から廃案を求める声明がたくさん出されているが、これら法案の一番の問題点はどこにあると考えているかとのただしがあり、憲法第9条や前文から逸脱しているということであるとする

との答弁がありました。

請願趣旨の中に、「自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられない」とあるが、その根拠となる法案文はどの部分かとのただしがあり、「後方支援」という部分で、弾薬の補給、給油をする部隊が後方支援であり、相手国にとっては、それら補給を断れば戦力がなくなるわけで、後方支援が一番危険であり、戦死者が出る可能性が高いということであるとの答弁がありました。

後方支援は戦闘地域では行われたいというのが原則で、その面では自衛隊の安全が確保されていると思われるがどうかとのただしがあり、政府は、後方支援中に攻撃され、戦闘が起これば引き上げさせるというが、そこでは抗戦せざるを得ないことになり、そこが戦闘地域になってしまうということであるとの答弁がありました。

国際平和支援法において、物品の提供には武器の提供は含まないと明記されており、また、自衛隊の出動を許可するには、国連決議、国会の例外なき事前承認を必要としていることから、自衛隊の安全性は確保されていると思われるがいかがかとのただしがあり、これまでアメリカが起こした過去の戦争に対し、日本政府が疑問を投げかけたり、協力できないと判断したことがなく、イラク戦争のように、核兵器の存在について誤った認識による間違った戦争であったことが明らかとなっても手遅れである。今後もアメリカが行うことに全て賛同していくと、とんでもないことになるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに反対の立場から、今、日本を含む世界の安全保障は大変な緊張状態にある。日本を射程に入れる弾道ミサイル、核兵器、国際テロ、そしてサイバーテロなど、今や脅威は容易に国境を越えてや

ってくる。こうした中、国と国民を守るためには、どのような状況においても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要がある。今回の法整備は、紛争を未然に防ぐ抑止力を強化するものあり、また一方で、国際社会の平和と安全に貢献するものである。国際平和支援法は、米国のための支援ではなく、世界の平和と安全のために活動している外国軍隊への支援であり、国連決議による国際法上の正当性の確保、国会の例外なき事前承認、そして隊員の安全確保という自衛隊を海外に派遣するための三原則を定め、その発動には厳格な歯どめをかけており、米国のためにどこまでも一緒に行くなどという批判は全く当たらない。今回の法整備は難解であることから、国民の理解を得るためには、政府及び国会に対して慎重な審議を尽くすよう求めることは大事であると考えているが、武力行使に係る新三要件、自衛隊派遣に係る三原則、また、PKO参加五原則を取り決め、二重三重の縛りを設けたこれら法案を支持する考えから、廃案を求めた本請願の採択に反対するとの討論がありました。

採択することに賛成の立場から、弁護士や憲法学者らが意見を表明しているように、違憲の疑いのある法案を今国会で成立させるということは、国際的に見ても自国の憲法を守れない国が国際法を守ることができるのか、と見られても不思議ではない。戦後70年となったが、我が国は戦争をしないということを宣言し、国際社会にも認められてきた。平和に貢献していくことが一番求められていると思うことから、これら法案の廃案を求めた本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。

以上、議員各位の賛同よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）紹介議員にお尋ねします。

○議長（中本正人君）請願 1 号、2 号ですか。

○1 番（松浦健次君）1 号。

○議長（中本正人君）委員長報告に対して。

○1 番（松浦健次君）そしたら、はい。

この請願第 1 号については、資産調査による税収強化や社会保障給付の削減につながるおそれがあると。しかし、これは資産調査による税収強化、つまり、脱税している人たちが脱税できなくなるようにするという法の趣旨なんですけれども、この請願は脱税を容認、あるいは保護するというような意味があると思うんですけど、その点についての質問はありませんでしたか。

○議長（中本正人君）11 番 田中君。

○11 番（田中博晃君）質問にお答えいたします。

そのあたりについての質問は出ていないです。

○議長（中本正人君）1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）次に、社会保障給付の削減につながるおそれがあるというんですけども、税収を上げて脱税を抑えて、それで出てきた収入で社会保障を実現していくと。これなら筋が通った話だと思ってしまうんですけども、これは税収を上げないで、脱税を容認あるいは保護しながら、社会給付の削減につながるということは、結局は、脱税して資産がたくさんあるけれども、それが明らかにされて、今まで受けていた社会保障給付を受けられなくなる。これは当然のことだと思うんですけども、それについての質問はありませんでしたか。

○議長（中本正人君）11 番 田中君。

○11 番（田中博晃君）そちらについても出ておりません。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより請願第 1 号の討論に入ります。

まず、採択に賛成の立場で討論する方ありませんか。

8 番 阪本君。

〔8 番（阪本久代君）登壇〕

○8 番（阪本久代君）マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている人全員に12桁の生涯変えられない原則の番号を付けて、社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用するとされています。つまり、社会保障や税の個人情報为国が一括管理、活用するものです。

事業所は、来年1月以降、従業員の給与からの税、社会保険料の天引き手続きなどに番号を使うことが義務付けられているため、従業員本人はもちろん、配偶者、扶養家族の番号も勤め先に申告することが求められます。企業側は、アルバイトを含め、従業員の膨大な番号の厳格な管理が求められており、システムの更新や整備の費用や人的体制確保が重い負担となつてのしかかっています。

マイナンバーのそもそもの目的は、国民の利便性向上ではなく、国が国民の所得、資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、過剰な社会保障給付を受けていないかなどをチェックするためです。

さらに、国会で審議中の改正法案は、銀行預金口座、特定健診の結果などにも利用範囲を広げようとしています。

日本年金機構から125万件の個人情報が出

出したばかりであり、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなり、情報漏えいの危険もあります。中小業者にとって負担が大きいばかりであり、国民にとってもメリットの少ないマイナンバー制度は中止すべきと考えます。

よって、請願を採択することに賛成です。

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

19番 小西君。

〔19番（小西政宏君）登壇〕

○19番（小西政宏君）本請願に反対、委員会報告に賛成の立場で討論いたします。

本請願には、税徴収強化や社会保障給付の削減につながるおそれがあると書かれていますが、同制度の導入により、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなります。よって、給付や課税の二重加算などの間違い、所得隠しや氏名変更によるごまかしなどが不可能となり、脱税や不正受給が減少するとともに、本当に困っている方に対するきめ細かな支援が行えるようになり、公平で公正な社会の実現になると考えます。

また、行政手続きの簡素化により利便性が向上し、行政事務においても効率化が進むことが期待されます。

今後も、国民に周知徹底と情報漏えいに注意していただき、また、海外での問題事例も十分考慮し運用することを期待しまして、本請願に対する反対討論といたします。

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止することを求める意見書提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中本正人君）起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

次に、請願第2号の討論に入ります。

まず、採択に賛成の立場で討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する意見書提出を求める請願に対する賛成討論を今から行います。

日本は、戦前、アジア太平洋戦争を起こし、2,000万人のアジア諸国民の命を奪うとともに、日本国民310万人の命を奪いました。当時の日本国民は主権者ではなく、戦争を行う権利は天皇にありました。国民が戦争に反対することは、非常に重い犯罪であり、国賊・非国民として逮捕・投獄され、拷問によって殺害された人々も多数ありました。

この戦争の結果、日本の主要都市は空襲によって焼け野原となり、当時、橋本駅も空襲に遭い、犠牲者が出ました。また、広島・長崎への原爆投下で、多くの人々の命が一瞬にして奪われてしまいました。

日本は、ポツダム宣言を受け入れ、戦争遂行勢力の除去、戦争犯罪人の処罰、日本の民主主義の復活と言論・宗教および思想信条の自由並びに基本的人権の尊重、確立、日本の経済復興等を内容とする改革を受け入れまし

た。

日本国憲法は、このもとで制定され、国民主権、恒久平和、基本的人権という憲法三原則が確立しました。日本の戦争放棄は、もう二度と戦争しないという国際公約でもありました。

戦争終結から70年。恒久平和主義と憲法第9条に基づく国づくりは、世界に発信した国民の誇りではないでしょうか。

ところが、今国会に11もの安全保障法制が提出され、戦争参加に道を開く議論が行われる事態に今なっています。憲法第9条は、国際紛争を解決する手段として武力の行使を禁じ、軍隊を持たない、国の交戦権を認めないという明確な中身をもって、国民を戦争に巻き込むことを禁止しています。

今回の法案は、一内閣の憲法解釈によって、政府の判断でなし崩し的に戦争を行えるようにするものであり、権力の手を縛る憲法の近代立憲主義を真正面から破壊するものであります。憲法違反の法律が国会に提出されることは許されません。それは、憲法第98条によって禁止されています。安倍総理が憲法を守る、憲法第9条を守ると言い続けているのは、憲法違反を認めたら法案と政権が崩壊するからにほかなりません。

安全保障法案によって国を守る、抑止力を高めるという説明も、解釈改憲によって憲法を踏み破るためのごまかしだということでもあります。集団的自衛権は憲法違反と言い続けてきた、歴代政府の見解をひっくり返して戦争に参加しようとする事態は、恒久平和の破壊であり、民主主義、基本的人権、国民主権の危機でもあります。

橋本市は、昨年度5人の自衛隊員を、また、これまでも何度と送り出してきた自治体であります。専守防衛や国内外の災害救助で努力してきた自衛隊員が、アメリカなどの戦争

に参加させられ、海外で戦死することを許しては絶対なりません。海外での戦争参加は、自衛隊をアメリカと同じ軍隊に変質させ、戦争の加害者にする道でもあります。

地方自治体は、住民の福祉の向上を使命にしています。首長も議員も直接選挙で選ばれた住民の代表です。憲法は、戦争する権利を政府に与えていません。私たちは、国民主権と地方自治体の使命を自覚して、あらゆる方法で戦争を食い止める責務があります。全ての自治体が戦争反対を貫けば、日本政府の暴走をとめることは可能であります。戦争をしない国、戦争に介入しない国、侵略に手を貸さない国として、日本が憲法第9条に基づく活動を積極的に展開し、国際的な信頼を得ることこそが日本の進むべき道であることを強調して、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

以上です。

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

9番 楠本君。

[9番（楠本知子君）登壇]

○9番（楠本知子君）私は、請願に反対の立場で討論させていただきます。

備えあれば憂いなしという言葉がありますが、憂いなければ備えなしの発想を基本にして、想定外の危機や事態を少なくする努力をしていくこと、そのための国の体制整備は早急に進めることが、人々の安全と幸福の実現への確かな一歩であると思います。

国民の幸福論から出発する国際安全保障や国家安全保障において、近年加わった概念が人間の安全保障であり、日本外交の大きな目玉となっています。

私は、今、日本を取り巻くさまざまな環境、国際状況の変化が放置できない状況にある中で、安全保障環境の変化に対応した、切れ目

のない法整備は必要であると考えております。

戦争をしやすくするため、徴兵制をしやすくするために、今、国会において平和安全法制が議論されているとは思っておりません。日本国の憲法の平和主義を堅持し、他国から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を使って自国を守る専守防衛に徹し、保持する防衛力も必要最小限に限り、他国に脅威を持たせる軍事大国にはならないことです。核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずの非核三原則を、唯一の被爆国として守り抜くことであります。

さて、今回の政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成されてきました。その中で一番根幹となっているのが、昭和47年の政府見解であります。この考え方に立ち、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなる中で国民を守るためには、自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論をされた結果が、昨年7月の閣議決定でありました。

この閣議決定では、憲法第9条のもとで許される自衛の措置、発動の新三要件が定められ、法案に全て明記されました。この新三要件の意義は大変大きく、重要なものであると思います。日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存在が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限り自衛の措置をとることができると思われました。

明白な危険とは、国民に、日本が武力攻撃を受けた場合と同様な、深刻な重大な被害が及ぶことが明らかな状況をいい、しかも、自衛権の発動にあたっては、国の存立を全うし、国民を守るためにほかの適当な手段がない場合のみ許されるということ。あくまで専守防

衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件が付いています。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていませんし、国連憲章第51条にあるような、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めていないと考えております。

さらに、自衛隊の安全確保のために、国会承認の前提となる基本計画の段階で、安全性が確保されているなどもチェックできるようになっています。海外派遣の三原則として、一つは、国際法上の正当な確保、二つ目に、国民の理解と国会参与、三つ目に、自衛隊員の安全確保を明確に定めたとあります。こうしたことから、日本を海外で戦争できる国にする戦争立法という批判は、全く根拠のない言いがかりであります。

1992年成立の国連平和維持活動、PKO法の際に一方的な批判が起りましたが、現在、PKOは国民の大半の支持を受けています。また、世界のどこへでも自衛隊を派遣し、米軍を支援するなどの批判は、支援の目的、趣旨や厳格に定められた要件、手続きなど、全く無視した主張であります。

米軍等に対する支援は、重要影響事態法によるものと、一般法として制定する国際支援法によるものの2種類があります。重要影響事態法は、日本の防衛のため活動している米軍等への支援であり、あくまで日本の平和と安全のためであります。一方、国際平和支援法は、国際平和と安全のために活動している外国軍隊への支援です。米国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限られます。日本が主体的に行う国際貢献としての支援であります。しかも、両方とも、自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の派遣には、国会の例外なき事前承認を義務付けています。米軍のためにど

こまでも一緒に行くなどということはできないと考えます。

以上の理由によりまして、今回の意見書提出には異議を唱え、反対討論といたします。

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

1 番 松浦君。

〔1 番（松浦健次君）登壇〕

○1 番（松浦健次君）私は、反対の立場で討論します。

国会で参考人が3人とも、憲法学者が今回の法案は憲法違反だと言っておりますけれども、彼らは非常に矛盾したことを言っているんです。憲法は自衛権を認めている。これは、彼ら全部それは認めているんです。自衛権を認めている。では、自衛権というのはどういうものかといえば、日本国の存立が危うくなる、国民の安全が根底から覆される、そういうときに必要な手段をとれる。これが自衛権です。集団的自衛権とか個別的自衛権とか、これは形の話で、戦い方の名前を付けただけで、別に特別にこれだからだめだ、これだからいいという話ではないんです。

したがって、憲法学者が自衛権を認めながら、集団的自衛権はだめだ、個別的自衛権はいいと、何の根拠もない話で、自分で自衛権を認めながら、自衛権を認めていないと。こういう矛盾を抱えたことを平然と言っておるんです。

また、自衛隊、これが発足するときにも、憲法学者はほぼ全員、あれは憲法違反だと言うておるけれども、今日では、そういうことを言うたら自分が損だから言わないと。それだけの話です。

それと、自衛権、どういう形で行使するか。

これは兵器産業というのは日進月歩で、いろんな科学技術、兵器産業の技術が発達しております。そしたら、発達に応じて戦い方が変わる、つまり、守り方が変わると。これは当たり前前の話で、10年前に個別的自衛権はいいけども、集団的自衛権はだめだと、憲法違反と政府が言うておったと。今、変わった。兵器の、戦い方、戦術、戦略によって変わってくるのは当たり前で、10年前に言ったから、もう今どんなにそれが現実にそぐわなくてもいいんだと。動かしちゃだめやと。そんなばかなことを言う話は通らないと思います。

それと、戦争はしないと勝手にこっちが一人で言っても、相手、つまり侵略してくる国は日本の状況なんか、思いなんか何の関係もないです。自分にとって得か損か。今攻めたら得だと。攻めてくるんです。憲法第9条があるから、外交力、そんな気楽な話で日本の国が守れるはずないんです。軍事バランスが壊れた、崩れたときに、侵略が起こっている。これが世界の歴史の厳然たる事実なんです。周りが侵略可能性が高いだけの技術を持って軍備増強をした場合に、こっちがそれに応じて対抗できる戦力を持たなければ、侵略を受ける。軍事バランス、これを全然問題にしないような、今の共産党の請願、全く理解できません。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかに討論する方ありませんか。

20番 辻本君。

〔20番（辻本 勉君）登壇〕

○20番（辻本 勉君）請願には反対という立場なんです、個人的には、私は若干さきの二人のご意見とは違います。

この問題が出てきたというのは、集団的自衛権の問題を、時の政権が違った憲法解釈をしたと。戦後70年の中で、今の政権が憲法解

釈を違った解釈をしたという、私は憲法学者でも何でもないので、その辺の詳しいところはわかりませんが、時の絶対的な権力が憲法解釈を変えるというのは、私はあってはならないのではないかと思います。

そんな中で出てきた問題なんですけど、この請願につきましては、いろんな国際状況を考えていきますと、この平和安全法制整備法とか、国際平和支援法というのは、当然、現在の国際状況を考えますと、必要性があるんじゃないかなと思いますし、これを廃案にするということについては私は賛成できませんということで、反対討論をさせていただくんですけども、基本的には、日本は非暴力民主主義というのが定着してますし、そんな中で国民主権ということもありますので、やはり専守防衛に徹するべきだという、私の考え方はそうであります。

そんな中で、これは問題があるのは、やはり国民に理解をもらってないといいますか、中身について国民に十分知らしめてないというのが、一つの大きな問題ではないかなと。国会議論、やられておりますけども、野党のほうもいろいろ言うてますけども、なかなかスムーズな討論といいますか、議論がされていない。そして、これが、会議が終わる状況になってくれば、当然強行採決という形になるかと思うんです。本来、国民にとって大変大きな問題でありますので、これはきちっ

と国民に理解を求めていく、知らしていく、そして、国会の中で十分な議論をしていくということが、まず第一でありますので、この安保関連法案を廃案にするのではなくて、もっと慎重審議をやっていく。国会議員として、十分な議論をしていくということが、まず第一ではないのかなと思います。

そういうことで、私は、ただ単に廃案にするということについては反対をしていきたいなということで、できれば、後で委員会提案があるかと思うんですけども、やはり国民に知らしめて、十分な議論をしていただきたいというのが本音でありますので、この請願については反対をいたしたいなと思います。

○議長（中本正人君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号 「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」案に関する意見書提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中本正人君）起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決しました。